

## 福島県廃棄物処理計画（第6次）の構成及び施策等について

令和8年6月16日  
一般廃棄物課  
産業廃棄物課

### 1 福島県廃棄物処理計画（第6次）の計画期間

福島県総合計画の終期に合わせて、令和9年度から令和12年度までの4ヶ年計画としたい。

### 2 本日の審議会で論点としたいこと

(1) ごみ排出量とリサイクル率の目標値の考え方について、御意見等を伺いたい。

(2) 産業廃棄物排出量とリサイクル率の目標値の考え方について、御意見等を伺いたい。

(3) 社会情勢、国の動きを踏まえた施策の方向性について、御意見等を伺いたい。

- ・廃棄物分野の脱炭素化の推進
- ・循環経済への移行に向けた取組の推進
- ・廃棄物処理施設整備の広域化・集約化
- ・デジタル技術の活用等による動静脈連携

(4) 福島県廃棄物処理計画の構成については、現計画の構成を踏まえつつ、第五次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理基本方針などの改定内容を加えた構成としたい。

なお、今後の施策については、本日の審議会で議論いただいた御意見を踏まえるとともに、社会情勢の変化に伴う廃棄物の排出状況や循環経済の進展等を注視しながら、総合的に検討していく。

#### 【構成案】

##### 第1章 はじめに

現行計画との調和を図りつつ、廃棄物処理計画改定の趣旨、国際的な社会情勢、国内の状況、県内の状況などを最新の情報を加える。

##### 第2章 本計画の基本目標

第1節 対象とする廃棄物の種類と排出状況

第2節 基本目標

### 第3章 一般廃棄物の処理

#### 第1節 現状と目標達成予測

#### 第2節 一般廃棄物に関する課題

#### 第3節 一般廃棄物に関する目標と方策

##### 1 施策の基本的な方針

##### 2 一般廃棄物に関する目標

##### (1) ごみ処理に関する目標

##### ア 1人1日当たりのごみ排出量

###### ① 将来の推計

直近5年間（令和2年度から令和6年度）の傾向を基に、本県及び全国の1人1日当たりのごみ排出量を予測する。

###### ② 目標値の設定

本県では、県総合計画の目標年度である令和12年度において、全国平均値以下にすることを目標としており、同計画策定時の当該年度における全国平均値の予測値を目標参考値としていた。

令和12年度の目標値については、引き続き全国平均値以下としたい。

##### イ リサイクル率

###### ① 将来の推計

直近5年間（令和2年度から令和6年度）の傾向を基に、本県及び全国のリサイクル率を予測する。

###### ② 目標値の設定

本県では、県総合計画の目標年度である令和12年度において、全国平均値以上にすることを目標としており、同計画策定時の当該年度における全国平均値の予測値を目標参考値としていた。

令和12年度の目標値については、引き続き全国平均値以上としたい。

##### ウ 1日当たりの最終処分量

1日当たりの最終処分量については、県総合計画では目標値を設定しておらず、本計画において令和8年度の目標値を150t/日以下と設定していた。

令和8年度の予測値は145t/日であり、本計画の目標値を達成できる見込みであるが、1日当たりの最終処分量は、1人1日当たりのごみ排出量の減少及びリサイクル率の増加に連動して減少することから、次期計画では目標値を設定しないこととしたい。

## (2) 生活排水処理に関する目標

平成 22 年 6 月に策定された「ふくしまの美しい水環境整備構想」において、整備目標（汚水処理人口普及率※）を 2030 年代初頭で概ね 100%としていることから、令和 7 年度の目標値は 93.3%としていた。

令和 12 年度の目標については、引き続き総合計画の目標である 97.4%を目標値としたい。

※汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等処理施設による整備人口の県人口に対する割合

## 3 目標実現のための施策

### (1) ごみ処理に関する施策

#### ア 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

##### (ア) 意識啓発の推進

ごみを発生させないためのリデュース・リユース・リペア・メンテナンス等の取組の重要性を県民に啓発することについて、施策に追加する。

#### <参考：既存の事業>

##### ①環境アプリのダウンロード数拡大（令和 3 年度から導入）

- ・令和 4 年度以降のダウンロード数 23,621 件  
(令和 8 年 5 月 25 日時点 30,306 件)

##### ② 3R に取り組む市町村等への支援の拡大

- ・技術的支援（令和 6 年度から実施）  
令和 6 年度以降の実績 11 市町村等
- ・補助制度による支援（令和 7 年度から実施）  
令和 7 年度の実績 16 市町村等

##### (イ) ごみの発生抑制（リデュース）の推進

1 人 1 日当たりのごみ排出量が高止まりしているため、生活系可燃ごみの中で約 35%を占めている生ごみの削減について、施策に追加する。

#### <参考：既存の事業>

##### ① 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定の拡大

- ・令和 4 年度以降の認定件数 287 件  
(令和 8 年 5 月 25 日時点 905 件)

※平成 30 年度から実施

##### ② 業務用生ごみ処理機を市町村に貸与するモデル事業（令和 6 年度から実施）

- ・令和 6 年度以降の実績 3 市町村

(ウ) 再使用（リユース）の推進

レンタル・リース・サブスクリプション・シェアリング・中古品の売買等のサービスの活用促進について、施策に追加する。

(エ) 再生利用（リサイクル）の推進

廃棄物を資源として循環させる取組を強化する。

また、今後排出量の増加が見込まれる使用済紙おむつのリサイクルについて調査する。

<参考：既存の事業>

① 事業系紙ごみのリサイクルへの支援の拡大（令和7年度から実施）

・令和7年度の実績 1件

(オ) 各種リサイクル法に基づく再生利用の推進

資源循環のための再資源化事業等の高度化に関する法律の制定等を反映し、施策に追加する。

(カ) 経済的手法の検討

ごみ処理の有料化については、市町村等に対して検討するための環境を整えることを記載する。

(キ) 地域循環共生圏の創造

各地域ならではの特性に応じた循環システムの構築に向けた施策として、新たに項目を追加する。

イ ごみ処理の広域化・集約化及び施設の維持管理の促進

人口減少の進行など、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要から「ごみ処理広域化・集約化計画」を今後策定していくことに併せ、本計画においても施設の計画的な整備など関連する取組について、施策に追加する。

ウ ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進

火災発生等のリスクがあるリチウムイオン電池の適正処理について、施策に追加する。

(2) 生活排水処理に関する施策

ア 生活排水の適正処理の推進

イ 生活排水処理施設等の効率的な整備の促進

ウ 生活排水処理施設等の適切な維持管理の促進

4 関係者の役割

## 第4章 産業廃棄物の処理

### 第1節 現状と将来予測

### 第2節 産業廃棄物に関する課題

### 第3節 産業廃棄物に関する目標と方策

#### 1 施策の基本的な方針

#### 2 産業廃棄物に関する目標

##### (1) 目標値設定の方向性

##### ○ 排出量、再生利用率、最終処分率

- ・再生利用率、最終処分率は、減容化率と合せて産業廃棄物の排出量から算出されるアウトカム指標である。
- ・次期廃棄物処理計画(第6次)の産業廃棄物に関する目標は、産業廃棄物の排出量の将来推計を行い、県総合計画の指標と合せて目標値とする。

##### < 県総合計画の目標値 >

産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の再生利用率

##### (2) 目標値の設定

- ・福島県内の産業廃棄物の排出量の17%を占める石炭火力発電所から発生するばいじん(石炭灰)について、今後の動向を考慮する。
- ・景気動向により排出量が左右されるがれき類(公共工事)、汚泥(製造業)などの動向を考慮する。

#### 3 産業廃棄物に関する施策

##### (1) 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

- 産業廃棄物の排出抑制、再生利用に向けた支援を拡大、新たなニーズを踏まえた支援を行うことを検討する

##### < 参考：既存の事業 >

##### ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用を行う施設整備への支援の拡大

- ・令和4年度以降の実績 5件
- ・ばいじんの排出抑制、再生利用を行う施設整備への補助率の引き上げ  
※令和7年度から導入
- ・補助額の上限を引き上げ ※令和8年度から導入

##### ② 産業廃棄物調査研究に関する支援の拡大

- ・令和4年度以降の実績 1件
- ・1/2の補助率から定額補助へ制度設計の見直し ※令和7年度から導入

##### ③ 産業廃棄物業界のDX化への支援の拡大

令和6年度以降の実績 3件 ※令和6年度から導入

##### ④ AI技術を導入した産業廃棄物処理への支援の導入

(令和8年度新規事業)

- 循環経済に関する理解醸成に向けた県民、事業者などへの啓発事業を実施する

<参考：既存の事業>

- ①普及啓発事業の実施（令和6年度から実施）
  - ・ 県民向けの普及啓発イベントの開催
  - ・ 小学生とその保護者による産業廃棄物処理施設を見学ツアー
  - ・ 小学生向けの体験型授業（令和8年度新規事業）
- ②循環経済に関するシンポジウムの開催（令和8年度新規事業）
- 福島県内の企業などが参画する協議体（コンソーシアム）を運営し、循環経済を推進するビジネスモデルの構築を支援する。

<参考：既存の事業>

- ①福島県内の企業、団体、研究機関などが参画する協議体の設立（令和8年度新規事業）
- (2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (3) 産業廃棄物処理業の振興
  - ア 産業廃棄物処理業者への支援
  - イ 優良産業廃棄物処理業者の育成等
  - ウ 産業廃棄物処理業の情報発信
- (4) 産業廃棄物処理施設の適切な整備
  - ア 処理施設の適切な整備
  - イ 処理施設への理解の促進
  - ウ 脱炭素社会に向けた対応
- 4 関係者の役割

## 第5章 廃棄物の不法投棄等防止対策

### 第1節 廃棄物の不法投棄の現状と課題

### 第2節 不法投棄防止のための方策

- (1) 普及・啓発
- (2) 監視（抑止、早期発見）
- (3) 広域連携
- (4) 発見時の対応
- (5) 原状回復指導

## 第6章 廃棄物の適正処理のためのその他の事項

### 第1節 県外産業廃棄物の取扱い

### 第2節 その他廃棄物に関する事項

**第7章** 計画の進行管理

第1節 計画の推進

第2節 進行管理

第3節 計画の見直し

**参考資料**